

(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響
評価準備書に対する意見 (答申案)

千葉県環境影響評価委員会は、(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について、当該事業の内容及び周辺環境の状況等を踏まえ、専門的な見地から検討を行った。

本事業は、松戸市内で発生する一般廃棄物の処理を行う和名ヶ谷クリーンセンター(以下「現施設」という。)の老朽化に伴い、同市の別の場所にある都市計画対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)において、令和2年に稼働を停止したクリーンセンター(以下「旧施設」という。)を解体し、その跡地に1日当たりの処理能力が旧施設の約2倍に当たる402トンのストーカ式の廃棄物焼却施設(以下「本計画施設」という。)を設置する都市計画対象事業である。

事業区域の建造物の高さは、航空法により、海上自衛隊下総航空基地の滑走路の標高から45メートル以下に制限されているところ、事業区域の標高は、当該滑走路より約10メートル低くなっていることを踏まえ、煙突高さは旧施設と同じ高さの55メートルを計画している。

事業区域は、柏市及び鎌ヶ谷市との市境に程近い松戸市東部に位置し、事業区域の近傍には、学校、福祉施設や保育施設等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が多数存在している。また、旧施設が建設された昭和55年以降に宅地化が進んだ地域であり、周辺住居等に非常に近接していることから、生活環境への十分な配慮が必要である。

事業区域内のクリーンセンター公園(以下「センター公園」という。)は、事業の実施により、緑地や広場等が改変・縮小される計画であるが、植物の生育基盤が乏しい周辺環境において、多くの木々が生育し、人が自然と触れ合える貴重な緑地であり、旧施設を緑に受け込ませ周辺環境と調和のとれた都市景観を形成している。また、事業区域周辺には森林が点在し、ツミ、オオタカ等の猛禽類の生息が確認されている。事業区域は猛禽類の主要な営巣地とはされていないものの、ツミの繁殖活動が確認されており、工事の実施に際して配慮が必要である。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、本事業による環境影響のより一層の回避又は低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 全般事項

- (1) 住宅密集地における事業として特段の環境配慮を要することを踏まえて、事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最良の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避又は低減に努めること。
- (2) 旧施設と比較して処理能力が大きく増加することや、周辺住居等に非常に近接していることを踏まえ、施設の維持管理及び廃棄物運搬車両の運用管理の徹底を図るとともに、適切な公害防止対策を講じることにより、生活環境への影響をできる限り低減すること。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 大気質

廃棄物処理施設の稼働による排出ガスについて、事業区域の地盤が周辺より低いことにより、周辺の地盤面から煙突までの相対的な高さが同程度の規模の類似施設と比較して低いことに十分留意し、自主基準値を遵守するための運転管理の方法を明らかにした上で、適切な管理を徹底すること。

(2) 水質

水質汚濁対策について、「手賀沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）」（令和4年3月）では、水質保全等のための流出水対策として雨水浸透を促進していることから、雨水浸透施設の設置や透水性舗装の整備等について検討すること。

(3) 植物

事業区域内の大径木について、土地利用計画の緑地区分が未確定のため全て消失すると予測されているが、今後の計画の検討に当たっては、できる限り保全するよう配慮すること。

(4) 動物

施設の解体や事業区域内の樹林環境の減少により希少動物等への影響が懸念されることから、それらの生態を踏まえて適切な時期に段階的な工事を実施するとともに、既存樹木の保全や植栽等による樹林環境の創出を行い、工事による影響をできる限り低減すること。

(5) 景観

周辺景観について、主要な眺望点がないことから、近景における予測・評価が実施されていないが、センター公園の緑地の改変・縮小に伴う変化を踏まえ、本計画施設の景観計画とセンター公園の緑地計画を一体的に検討することにより、周辺環境との調和が図られるよう配慮すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

「松戸市みどりの基本計画」（2022年4月）では、公共施設の整備にあわせ、グリーンインフラの視点による質の高いみどりの創出に努める等の方針を掲げている。センター公園は人が自然と触れ合える貴重な緑地であることから、その特性が保たれるよう、緑地の整備に当たっては、緑被率を確保するだけでなく、公園緑地等の専門家等による専門的な視点を取り入れ、改変・縮小による環境影響をより一層回避又は低減すること。

(7) 廃棄物

建設工事及び解体工事の実施に伴う廃棄物について、分別を徹底し、可能な限り発生量の抑制及び再資源化に努め、最終処分量のより一層の削減を図ること。

3 監視計画

事業区域及びその周辺では猛禽類の繁殖活動が確認されていることから、今後、営巣場所を移動させる可能性があることを踏まえて、必要に応じてモニタリングを実施し、工事に伴う影響が生じるおそれがある場合は適切な対策を講ずること。

4 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、関係自治体や周辺住民に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧に説明を行うこと。

- (2) 評価書及び事後調査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。

【参考】 審議経緯

令和7年 9月18日	諮問
令和7年10月17日	審議
令和7年11月 7日	現地調査
令和8年 1月16日	審議
令和8年 2月20日	答申案審議